

中国の現行製品標識表示制度の解説

(2016年9月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

中国の現行製品標識表示制度の解説

中国の工業化の進展により、市場での流通製品の種類は日増しに豊かになっています。それに伴い、製品標識表示は消費者への製品情報伝達手段としてより多くの製造企業に重視されています。消費者は製品標識表示によって商品の基本情報及び品質状況を把握することができ、製造企業は消費者に対し企業イメージをアピールし、自社製品の品質と信頼性を伝えることができ、これによって自社製品が速やかに市場に受け入れられ、認められるようになります。従って、製品標識表示は売買双方が情報を交換するための重要なルートであり、市場経済の繁栄及び発展を促すことに重要なプラスの役割を果たしています。

製品標識表示が重要な役割を果たせばこそ、市場経済の健全な発展を促進し、正当な市場競争を保護し、市場主体の合法権利を守るために、製品標識表示への管理を規範化する必要があります。中国の改革開放後、中国当局は、製品標識表示に関する法律法規を数多く制定しており、立法の完備に努力しています。本文章は中国の現行製品標識表示制度の概要を解説いたします。

一、製品標識の概念及び役割

製品標識とは、製品又はその包装に表記し、製品及びその品質、数量、特徴、特性と使用方法を識別するための各種の標識の総称を指します。製品標識は文字、符号、数字、図案及びその他の説明文等を通じて示すことができます。通常、製品標識の役割は主に以下の通りです。

(一) 識別

製品標識に表記されている内容を通じて、購入者は当該商品の基本情報を認識し、それによって、大量の商品を迅速に識別して、購入必要の商品を決定することができます。

(二) 品質保証

法律規定によりますと、製品は品質検査に合格してから販売されることができ、且つ一部の製品に関しては強制的な品質基準が定められており、その品質認証を受けてから販売されることがあります。従って、品質合格標識は、購入者の人身と

財産の安全が侵害されないことを保証するものです。

(三)製品への遡及的管理を実行します。

製品標識表示の内容は、製品を製造する企業の基本情報を示しているため、製品品質問題が生じた場合、監督管理者及び購入者は製品とその製造者・経営者を直ちにマッチングすることができるとともに、製品品質の監督管理の便利性を図り、購入者の合法権利への保護を保証することができます。

二、中国の現行製品標識表示制度に関する解説

(一)製品標識の基本要件

製品又はその包装上の標識に関する主な法律規定は『中華人民共和国製品品質法』(以下『製品品質法』という)です。当該法律によりますと、製品又はその包装上の標識は必ず真実で、かつ以下の要求に合致しなければなりません¹。

1、製品品質検査合格証明標識を有しなければなりません。

製品品質検査合格証明標識とは、製造企業が、出荷品の品質が検査に合格したことを表明するために、製品又はその包装につけた検査合格のサイン、ラベル、押印等を指します。製品品質検査合格証明標識は、製造企業が品質への保証を表明するもので、多くの形式をとっています。例えば、包装内に単独な合格証書を付したり(大型の白物家電、コンピューター、自動車等)、製品及びその包装に合格ラベルを貼り付けたり、掛けたりする(服装、靴、ケース・バッグ等)、包装に検査合格印鑑を押したり(化粧品、薬品、健康食品等)することなど。その根本的な目的は購入者に対し製品品質合格を承諾するものです。

2、中国語で明記されている製品名称、製造者名称及び製造者住所を有しなければなりません。

製品名称、製造者名称及び製造者住所は製品標識の重要な内容の一つであり、それをもって購入者は購入対象となる製品の用途、特性などの基本情報をはっきり識別できます。注意すべきことは、上述の情報は中国語で明記されなければならない(特に輸入商品)、又、製品に表記されている製造者名称と住所は製造者の営業許可証に記載されている内容と一致しなければなりません。当該要求は市場経済活動を維持させるための信義誠実の原則に合致しており、購入者の製品への選別及

¹ 『中華人民共和国製品品質法』第 27 条。

びその原産地への識別に役立ち、購入者の合法権利を保護することができます。

3、製品の特徴及び使用要求により、製品の規格、等級、含有する主要成分の名称及び含有量を明記する必要がある場合は中国語で関連内容を明記しなければならないが、消費者に事前に知らせておくべき事柄がある場合は外側包装上に明記し、又は事前に消費者に關係資料を提出しなければなりません。

市場で流通している製品は様々であり、それぞれの特徴も異なるため、製造者は製品の特徴、使用要求及び業界主管部門の関連規定によって、上述内容の表示の要否を判断する必要があります。例えば、食品に属する健康食品、嬰兒食品等について、国ではもっぱら食品ラベルに関連する強制的規定を定めています。カラーTV、エアコン、冷蔵庫などの耐用消費品は通常、価格が高い、使用や操作も複雑なので、上述の情報以外に、製品の補修・メンテナンス方法などを明記し、中国語の取扱説明書を付する必要もあります。

4、使用期限のある製品は、目立つ位置にはっきりと製造年月日及び安全使用期限又は失効期限を明記しなければなりません。

使用期限のある製品とは、その品質は一定の期間内に合格基準に達することができるが、この期間を超える場合はその品質が下がり、機能がなくなり、変質し、本来の使用目的を達成することができなくなるものを指します。使用期限のある製品の品質特性には時効性が含まれるため、製品又はその包装上に製造年月日及び安全使用期限又は失効期限を明記しなければなりません。係る製品は、例えば、健康食品、化粧品、薬品、食品、飲料、化学工業製品等です。

5、正しく使用しないと製品自身が壊れやすく、又は人身・財産の安全を脅かす恐れのある製品については、警告マーク又は中国語での警告説明を有しなければなりません。

これについては『中華人民共和国消費者權益保護法』（以下『消費者權益保護法』という）にも類似の規定を定めています。『消費者權益保護法』の規定²によりますと、事業者は、提供の商品又はサービスが人身と財産の安全を保護できることを保証しなければならず、人身と財産の安全に危害を及ぼす恐れがある商品とサービスについて、消費者に対し真実の通りに説明するとともに明確な警告表示を行い、

² 『中華人民共和国消費者權益保護法』第 18 条。

且つ製品使用やサービス利用の正確な方法及び危害発生の防止方法を説明や明記しなければなりません。

従って、割れ物、可燃物、爆発物、毒性・腐食性・危険性・放射性などを有する特殊製品については、保存・運輸と使用において危険性があるため、取扱が妥当でないと、人身と財産の安全に危害を及ぼすおそれがあるので、購入者及び使用者に対し、「転置禁止」、「高温注意」、「起動時に手の挿入禁止」、「3歳未満の児童には適しない」などの警告マーク又は警告説明を行い、その警戒心を高める必要があります。係る商品は、例えば、電池、工作機械設備、危険化学品、玩具等です。

6、無包装製品の特殊規定

普通の製品に関する上述の標識への要求を除いて、製品品質法では、無包装食品及びその他の無包装製品（製品の特徴により標識が付けづらい製品）に対して特殊な規定を定めており、このような無包装製品については製品標識を付けなくてもよいです。

(二) 国家基準及び認証における標識表示への要求

1、基準化の関連規定

中国の市場経済を発展させ、技術の進歩を促進させ、製品品質を改善させ、社会の経済的効果を向上させるために、中国は『中華人民共和国標準化法』を制定し、基準化手段を通じて中国製品品質の向上及び技術の進歩を実現しています。当該法律では、統一の必要性がある技術上の要求³について基準を設定しており、国家基準、業界基準、地方基準、企業基準の四つの種類があり、その内、国家基準は最高レベルの基準となっています。国民健康、人身・財産の安全に関しては強制的な国家基準が制定されており、もし製品が当該基準適用範囲内にある場合は定められた強制的な基準に符合しなわなければなりません。『中華人民共和国標準化法实施条例』によりますと、以下の基準は強制的な基準に属しています⁴。

- ① 医薬品基準、食品衛生基準、動物用医薬基準；
- ② 製品及び製品の製造・保存・運輸と使用中の安全・衛生基準、労働安全・衛生基準、運輸安全基準；

³ 『中華人民共和国標準化法实施条例』第2条。

⁴ 『中華人民共和国標準化法实施条例』第18条。

- ③ 建設工事の品質・安全・衛生基準、及び国家管理を必要とするその他の工事建設基準；
- ④ 環境保全の汚染物質排出基準と環境品質基準；
- ⑤ 重要な通用技術用語、符号、コード及び製図方法；
- ⑥ 通用の試験、検査方法の基準；
- ⑦ 互換・配合基準；
- ⑧ 国家管理を必要とする重要な製品品質基準。

国家基準、業界基準、地方基準又は企業基準により製造された製品については、製品又はその説明書、包装物において実施の基準のコード、番号、名称を表示しなければなりません⁵。

2、認証の関連規定

国家基準又は業界基準に適用する必要がある製品について、製造企業は製品品質認証を申請することができます。認証は強制的認証と任意的認証の二つに分けられます。

1) 強制的認証

強制的認証制度は、消費者の人身安全、動植物の生命安全、国家安全及び環境を保護するために法律規定によって実施されている製品合格評価制度であり、製品が国家基準及び技術法規に合致しなければならないことを要求しています。

中国では、強制的認証を実施する製品についてその製品目録を制定しており、当該目録に列挙されている製品に対して強制的な検査・審査を行っています。製品が認証され、且つ認証標識が付けられた場合のみに、出荷、販売、輸入又はその他の営業活動で使用することができます⁶。

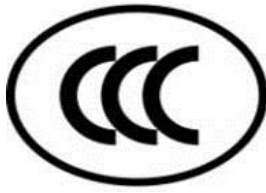
中国の強制的認証の対象製品は通常、電線及び関連電路製品、一部の家庭用電器、自動車及び部品、玩具、安全技術防備製品、医療器械、消防用品、装飾内装材料等が含まれています。

『強制的製品認証管理規定』の関連規定によりますと、認証マークの仕様は以下の通りです⁷。

⁵ 『中華人民共和国標準化法实施条例』第 24 条。

⁶ 『中華人民共和国認証認可条例』第 28 条。

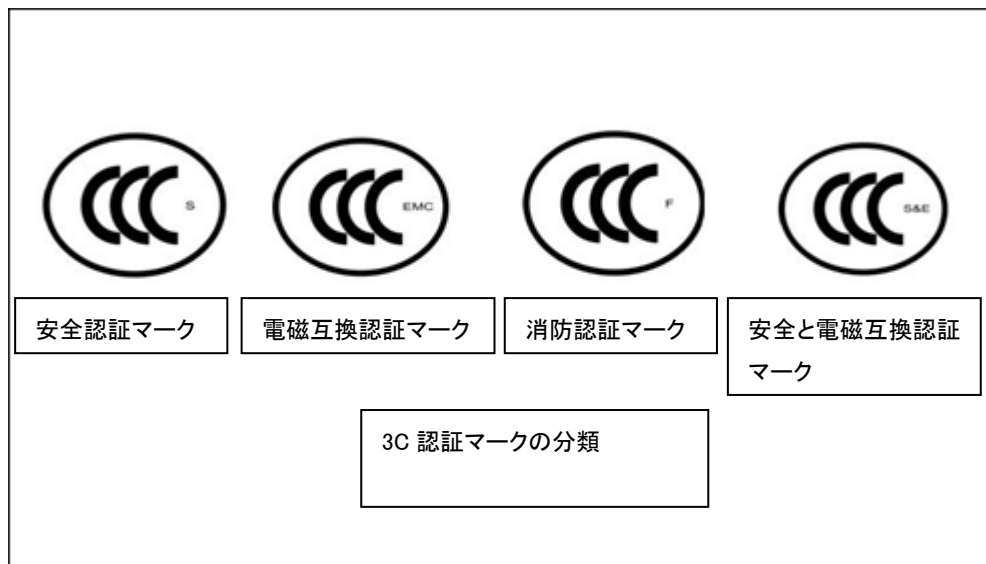
⁷ 『強制性製品認証管理規定』第 30 条、31 条。



基本仕様図の「CCC」とは、「中国強制的認証」の英語名称「China Compulsory Certification」の略称を指します。

また、認証マークの基本仕様図の右側には認証の種類が表記されており、当該製品認証の種類のアファベットの略称によって構成されています。

中国では、安全と電磁互換認証マーク(CCC+S&E)、安全認証マーク(CCC+S)、電磁互換認証マーク(CCC+ EMC)、消防認証マーク(CCC+F)の四つの 3C 認証を規定しています⁸、



強制的認証の製品目録に列挙されている製品については、指定認証機構の認証証書を取得しておらず、規定通りに認証マークを付けていない場合は輸入、出荷、販売、経営・サービス場所における使用を一律に禁止されます。

2) 任意的認証

上述の強制的認証以外に、中国ではいくつかの任意的認証を規定しています。これらの認証は強制的ではなく、主に製造企業が品質や信頼性を高め、販売量を拡大するために自ら進んで申請しています。市場競争が激しくなっているため、当該認証を申請してその許認可を得た場合は通常、製造企業の市場における信用度

⁸ http://bgt.aqsiq.gov.cn/fwzl/zjzs/200805/t20080522_74786.htm

が高くなるため、任意的認証を申請する製造企業は多くなっています。当該認証を申請する製造企業について、もし認証に合格した場合は認証部門は認証証書を発行し、製造企業は対象製品又はその包装上において規定通りの認証マークを使用することができます。常用の任意的認証は主に以下の通りです⁹：



(三)生産許可証制度の関連標識

1)生産許可証制度を実施する製品の範囲

『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』の規定によりますと、国は重要な工業製品の製造企業に対して生産許可証制度を実施するものとし、主に国民健康に直接係わる加工食品、人身・財産の安全に危険がある製品、金融の安全及び通信の品質・安全に係る製品、労働安全を保障する製品、生産安全や公共安全に影響を及ぼす製品等が含まれています¹⁰。

2)生産許可証制度を実施する製品の標識

中国では、生産許可証制度を実施している製品については製品目録を制定しています。いかなる製造企業は生産許可証を取得していないと、当該目録に列挙されている製品を製造してはなりません。いかなる組織や個人も、当該目録に列挙されている製品で、生産許可証を取得していないものを販売したり、営業活動で使用したりしてはなりません¹¹。

製品が当該目録の範囲内にある場合、製造企業は当該製品又はその包装、説明書において生産許可証標識とコード番号を表示しなければなりません¹²。

⁹ <http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/zyxcprz/>

¹⁰ 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』第2条。

¹¹ 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』第5条。

¹² 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』第33条。

生産許可証標識は「QS」(製造企業の製品生産許可の漢字ピンインである「Qiyechanpin Shengchanxuke」の字母の略称)及び「生産許可」の漢字によって構成されています¹³。



标志图形

又、一部の製造企業は委託加工方式で、当該目録に列挙されている製品の製造を第三者に委託しているため、この場合、製品又はその包装、説明書において委託元企業の名称と住所、委託先企業の名称、住所及び生産許可証標識とコード番号を表示しなければなりません。委託元企業が委託加工対象製品の生産許可証を有している場合は委託元企業の生産許可証標識とコード番号を同時に表示しなければなりません¹⁴。

(四)特殊製品標識の関連規定

1、食品標識について

近年、中国では食品安全に対する重視度を高めるにつれて、食品の標識表示についてより高い要求を提出しています。『中華人民共和国食品安全法』及び関連国家基準規定では、食品ラベルについて厳しい要求を制定しています。関連規定によりますと、通常、消費者に直接提供する包装済み食品のラベル表示については、食品の名称、原料配合表、純含有量、規格、製造者及び(又は)販売者の名称、住所、連絡先、製造日、品質保証期限、保存条件、食品生産許可証番号、製品基準コード番号及びその他の必要な内容を表示しなければなりません¹⁵。

上述の内容を除いて、食品製品のラベルには食品の具体的な種類によってその他の内容を表示する必要があります。例えば、特殊膳食類食品と乳幼児に対して専門的に供給される主食品・補助食品については主要な栄養成分及びその含有量

¹³ 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例实施办法』第 38 条。

¹⁴ 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例实施办法』第 40 条。

¹⁵ GB7718-2011『包装済み食品ラベル通則』。

を表示しなければなりません¹⁶。健康食品のラベル及び説明書には適合者、非適合者、機能性成分又は代表的な成分及びその含有量並びに「本製品は医薬品を代替することができない」との声明などを明記しなければならず、且つ疾病予防・治療効果などに言及してはなりません¹⁷。

包装済み食品、食品添加物を輸入する場合は中国語のラベルを有しなければならず、法により説明書を付する必要がある場合は中国語の説明書を有しなければならず、又、食品の原産地及び国内代理店の名称、住所、連絡先を明記しなければなりません。包装済み食品に中国語のラベル、中国語の説明書がない場合、またはラベルと説明書が法律規定に適合しない場合は輸入することができません¹⁸。

2、医薬品標識

医薬品は国民の健康、生命と密接な関係があるため、医薬品の標識について、中国の関連法律には厳しい要求を定めています。

『中華人民共和国薬品管理法』と『医薬品説明書とラベル管理規定』によりますと、医薬品の包装には必ず規定通りにラベルを印刷又は貼付しなければならず、且つ説明書を付します。ラベル又は説明書には必ず医薬品の通称、成分、規格、製造者、許認可証書番号(医薬品認可証書番号のフォーマット:国薬准字+1桁の字母+8桁の数字¹⁹)、生産ロットの番号、生産期日、有効期限、適応症又は主治機能、用法、用量、禁忌、不良反応及び注意事項などを明記しなければなりません。麻酔医薬品、向精神性医薬品、医療用毒性医薬品、放射性医薬品、外用薬及び非処方医薬品のラベルには、規定の標識を印刷しなければなりません²⁰。

例えば:

¹⁶ GB13432-2013『包装済み特殊膳食食用食品ラベル』。

¹⁷ 『中華人民共和国食品安全法』第78条。

¹⁸ 『中華人民共和国食品安全法』第97条。

¹⁹ 『国家薬品监督管理局による薬品承認文書番号フォーマットの統一代替・規範化に関する通知』

²⁰ 『中華人民共和国薬品管理法』第54条。



乙类非处方药品
 绿色 □ 白色



甲类非处方药品
 红色 □ 白色 21



外用药品
 红 □ 白 22



麻醉药品
 蓝 □ 白



精神药品
 绿 □ 白 23

明記されている適応症又は主治機能が規定の範囲を超えているものは偽物と見なされます。医薬品成分の含有量が国家医薬品基準に符合していないもの、有効期限を明記していないか又は有効期限を変更したもの、生産ロット番号を明記していないか又は変更したものは全て不良品と見なされます²⁴。

又、医薬品の包装は医薬品の品質上の要求に適合し、且つ保存、運輸及び医療使用に適合しなければなりません。運輸、保存に用いる包装のラベルには、少なくとも医薬品の通称、規格、保存・生産期日、生産ロット番号、有効期限、許認可証書番号、製造者等の情報を明記しなければなりません²⁵。

3、電器電子製品

電器電子製品の廃棄による環境汚染を抑制・減少し、電器電子業界の清潔生産及び資源の総合的利用を促進し、グリーン消費を奨励し、環境及び国民健康を守るために、中国は『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』を制定しています。当該法律に定めている適用製品は、通信設備、ラジオテレビ設備、コンピュータ、複写機、プリンター、スキャナー及びその他の事務機、家庭用電器電子設備、電子計測器・計器、工業用電器電子設備、電動工具、医療用電子設備及び機械、照明製

²¹ 『非处方薬品専有標識及び管理規定の公布に関する通知』

²² 『国家食品薬品监督管理局による漢方薬、天然物由来の医薬品、処方薬品説明書フォーマット内容記載要求及び作成指導原則の配布に関する通知』

²³ <http://www.jlfda.gov.cn/yaopinxiazai/15802.jhtml>

²⁴ 『中華人民共和国薬品管理法』第 48 条、49 条。

²⁵ 『薬品説明書及びラベル管理規定』第 19 条。

品、文化・教育・工芸・美術・スポーツ・娯楽における電子製品等があります。

『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』によりますと、電器電子製品の製造者、輸入者は、電器電子製品有害物質使用制限の標識表示に関する国家基準又は業界基準に従って市場での電器電子製品の含有の有害物質を表示しなければならず、且つ有害物質の名称、含有量、所在部品及びその製品のリサイクルの可否、不当使用又は不当処置による環境及び人間の健康に対する影響などの情報を明記しなければならず²⁶、並びに電器電子製品に環境保護使用期限を表示しなければなりません²⁷。

国家基準によりますと、電子電気製品有害物質使用制限標識は通常、以下の二つがあります²⁸：



図 1



図 2

図 1：当該電子電気製品が有害物質を含有せず、グリーン製品に該当し、廃棄後にリサイクルすることができることを表します。

図 2：当該電子電気製品が一部の有害物質を含有し、環境保護使用期限内は安心して使用することができ、それを超えた後は回収システムにより処置することを表します。図形の中にある数字は表示される製品の環境保護使用期限を表します（図 2 を例に、製品の具体的な状況によって数字を入れ替えて表示する）。電器電子製品の環境保護使用期限は電器電子製品の製造者又は輸入者が実際状況により自ら確定します²⁹。

4、プラスチック製品

経済発展及び技術進歩につれて、プラスチック製品は生活において広く利用されています。同じように見えているプラスチック製品ですが、それぞれの原材料の異なりによって、その製品品質が異なります。購入者は外観だけで製品の原材料等を

²⁶ 『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』第 13 条



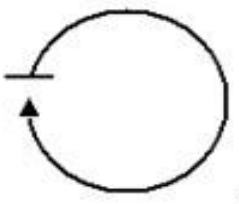
²⁷ 『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』第 14 条

²⁸ SJ/T11364-2014『電子電気製品有害物質使用制限標識要求』

²⁹ 『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』第 15 条。

判断することができないので、消費者の合法権利を保護するために、国はプラスチック製品の国家基準を制定しており、プラスチック製品については国家基準により表示しなければなりません。

国家基準によりますと、プラスチック製品の標識図形及び名称は以下の5種あります³⁰。





番号	図形	名称
1		再利用可能
2		リサイクル可能
3		リサイクル不可能
4		再生プラスチック
5		回収再加工利用プラスチック

5、包装回収標識

中国経済の成長に伴い、大量の廃棄物が出ています。実は大部分の包装廃棄物はリサイクルされることができます。但し、包装廃棄物のリサイクルにおいて、中

³⁰ GB/T16288-2008『プラスチック製品のマーク』

国は先進国よりよく遅れています。生態環境を保護し、資源を節約し、国民経済の持続可能な発展を促進し、包装廃棄物のリサイクルを進めるために、中国は、リサイクル可能な包装容器のマークについて国家基準を制定しています³¹。国家基準によりますと、常用の包装回収マークは以下の通りです。

材料名称	回収マーク	説明
紙		ボール箱、段ボール、紙パルプ成形品などに適用。
プラスチック		プラスチックの基本図形
アルミ		マークの下に「アルミ」を表示することが可能。
鉄		マークの下に「鉄」を表示することが可能。

三、まとめ

近年以来、中国は製品標識表示に関する法律法規や国家基準をずっと整備しています。標識表示制度の整備により、中国市場経済の健全な発展、市場における正当な競争の保護、市場主体の合法権利の保護を促進することに役割を果たしています。また、事業者や消費者も法律法規の完備過程において商品標識の重要性への意識を高めています。今後、中国工業化の進むことにより、製品標識表示制度がは更に完備されていくと思われます。

³¹GB/T18455-2010『包装材回収マーク』

本文章に参考している製品標識表示の関連法律法規は主に以下の通りです。

番号	法律規定の名称	発効日
1	中華人民共和国製品品質法	2000.09.01
2	中華人民共和国標準化法	1989.04.01
3	中華人民共和国標準化法実施条例	1990.04.06
4	中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例	2005.09.01
5	中華人民共和国工業製品生産許可証管理條例實施弁法	2014.08.01
6	中華人民共和国消費者權益保護法	2014.03.15
7	中華人民共和国認証認可条例	2016.02.06
8	強制性製品認証管理規定	2009.09.01
9	中華人民共和国食品安全法	2015.10.01
10	中華人民共和国藥品管理法	2015.04.24
11	藥品說明書及びラベル管理規定	2006.06.01
12	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法	2016.07.01

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所が現地法律事務所北京市高朋律師事務所にて作成委託し、2016年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび北京市高朋律師事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび北京市高朋律師事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO